

議会だより

産山

12月定例会

■第12回定例会……………P2～3

■(株)うぶやま経営報告…P4

■花の温泉館…その後…P5

■一般質問……………P8～11

第4号 平成31年2月発行



初日の出

平成30年度 第12回（12月）定例会の会期日程

12月定例会が7日から14日までの8日間開催されました。

全会一致で可決した議案一覧

議案 第88号	平成30年度産山村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)について
議案 第89号	平成30年度産山村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算(第3号)について
議案 第90号	平成30年度産山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
議案 第91号	平成30年度産山村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
議案 第92号	平成30年度産山村介護保険特別会計歳入歳出補正予算(第2号)について
議案 第93号	産山村住宅条例の一部を改正する条例について
議案 第94号	産山村単独住宅条例の制定について
議案 第95号	産山村診療所医師住宅管理条例の一部を改正する条例について
議案 第96号	産山村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案 第97号	産山村立義務教育学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
議案 第98号	産山村ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案 第99号	産山村定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案 第100号	産山村特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
議案 第101号	上止り山団地村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案 第102号	産山村里山住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案 第103号	産山村表彰条例の一部を改正する条例について
議案 第104号	熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
報告 第8号	「株式会社うぶやま」の経営状況報告(平成30年度第2四半期)について
同意 第3号	産山村教育委員会委員の任命について
同意 第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について
発議 第1号	一級河川「玉来川」の河川名称の変更に関する意見書について

補正予算の主なもの

平成30年度 一般会計補正予算(第6号)

■主な歳入

- ・災害救助費国庫負担金 576,000円
- ・住宅費補助金 2,100,000円
- ・産山学園空調施設整備補助金 9,800,000円
- ・農業費補助金 15,810,000円
- ・林業費補助金 1,460,000円
- ・熊本県癒しの森整備支援事業補助金 1,900,000円
- ・村債学校教育施設等整備事業費 54,200,000円

■主な歳出

- ・保育所費(防犯用監視カメラ・保育園バスドライブレコーダー購入費) 770,000円
- ・災害救助費(住宅応急修理委託料) 576,000円



・農業振興費(中山間地域所得向上支援対策事業補助金) 14,800,000円

近年、本村でも農作物の鳥獣被害が多く見られますので、国の補助で鳥獣被害防止対策を実施することとなりました。事業の内容は防止柵として、電気柵24,300m、ワイヤメッシュ柵7,950mを行う予定です。この実施により、約60haの農地が守られる予定です。



- ・道路橋梁維持費 200,000円
- ・住宅建設費(里山住宅改修設計委託料・改修工事) 5,000,000円
- ・産山学園空調施設整備設計監理委託料 4,500,000円
- ・産山学園空調施設整備工事 64,000,000円

空き教室を活用し、授業の進行に影響のないように工事を進めていく。

- ・教育費 備品購入費(スクールバスドライブレコーダー等購入費) 400,000円

平成30年度 国民健康保険特別会計(第3号)

■主な歳入

- ・国民健康保険税 一般保険者医療給付分滞納繰越分 2,609,000円

平成30年度 後期高齢者医療特別会計(第2号)

■主な歳入

- ・後期高齢者医療保険料滞納繰越分 15,000円

■主な歳出

- ・後期高齢者広域連合納付金 納付分保険料負担金 15,000円

平成30年度 簡易水道事業特別会計(第2号)

■主な歳入

- ・簡易水道事業消費税確定申告還付金 129,000円

■主な歳出

- ・一般管理費 水道施設電気料 500,000円

平成30年度 介護保険特別会計(第2号)

■主な歳入

- ・第1号被保険者保険料 過年度分普通徴収保険料 1,147,000円

■主な歳出

- ・介護保険給付費 1,147,000円

株うぶやまの経営報告

第12回（12月）産山村議会定例会12月10日の全員協議会において（株）うぶやま総支配人より平成30年度上半期（平成30年4月1日～9月30日）の事業報告があった。

上半期の総売上は昨年度比109%、10、131千円の増収、営業利益9、526千円のプラス、経常利益8、320千円のプラスという報告であった。内容を査収すれば利益面で前年度多額なマイナス金額に対してのプラスという表現報告、又経常利益では指定管理料、7、407千円、地方創生事業補助金4、000千円を営業外収益に計上しての決算でありプラス表現は誤解されかねない報告であった。また、催事売上報告の内容においても売上と経費の収支がなされてなく採算ではマイナスではないか等の指摘がされた。

第2四半期累積損益計算では黒字ではないが赤字が縮小されたのは改善であり努力の結果として見られる。

下半期に向かつてはさらなる厳しい経営状況が予想される。今後の対策が重要課題となるのではないか。特に注視する点として経営改革にも掲げられている不採算部門の問題、うぶやま牧場をメインとした冬場の集客計画等は急務で改善策を早急に取り組まなければいけない。

平成30年度通期決算が最終評価となるが、中でも経常利益及び繰越利益乗金残高の改善は重要課題ではないか。（株）うぶやまは債務超過法人という形態にあり、事態を回避しなければならぬ。議会も中長期的に注視し助言、指導等を提案していきたい。

小さな拠点整備事業

産山村の課題は、人口減少、少子高齢化に伴い、医療・介護の需要増加や自動車に代わる交通手段の確保が必要である。30年後には人口が880人となる試算が出ている。高齢化が進む中で買い物支援が最も重要であり、アンケートの結果からも食品や生活用品の販売を望む声が多かったため、小さな拠点が必要となる。

小さな拠点構想とは

1. 人がつながる拠点
2. 集落がつながる拠点
3. 村の未来へつながる拠点

しかし、候補地については、現在JA阿蘇と協議中のため、まだ結論が出ていない。関連予算も、267、000千円と高額のたため、今後の見直しが必要であるという意見がでた。人口減少が進む中で2階建てのイベントスペースなどが必要なのかという意見もあった。



花の温泉館のその後！

前回の議会でも、執行部より以前の設計とは大きく異なった設計案が提示されたが、使いやすさが考慮されていないことや、ランニングコストについてでも財源的に厳しいのではないかと指摘があり、村民の立場に沿って福利・厚生観点から設計を見直すように求めていた。

今回の議会でも、さらに協議を進めると想定されていたが、執行部からは花の温泉館について何の提案もなかった。

議会の見解…

村民の間では、リニューアルオープンを望む声と望まない声がある。

観光や村民の生活のため等の理由で必要とされる声ももちろんあるが、そう多くはないように感じていた。そういった中で、住民の福祉のためには作らないわけにはいかないという考えで協議を進めてきた。

しかし、執行部から計画についてなかなか提案がなされないところを見ると、改装や営業再開の必要がないという意識があり、話が進んでいないのではないかと懸念している。

また、もう一つ、地域の方が運営していくという案もあるが、その場合でも、これまで通り赤字の状況は簡単には変わらないと思われる。その場合、最初の数年、軌道に入るまで村から援助をしてもらいつつ経営を続けることができるかもしれないが、それでは問題は解決せず、これまでと何ら変わらない状況になるだろう。



原片俣水路の工事について

12月の定例後の全協で、議員より原片俣水路の件についての質問があった。内容は、平成30年3月に専決処分された原片俣水路災害復旧事業費（7,000万）の中で、発注者（村）と地権者間での補償問題が取り上げられた。

建設課の答弁は、借地及び補償問題は未契約との答である。

議会としては、村は早急に地主との契約を得る様提案した。

平成31年1月9日の全協で地権者との契約は得られたとの報告がなされた。議会としては、今後も注視していきたい。



子どもたちの故郷への思いを国会へ

全会一致で、議会も後押し

平成30年2月2日に学校教育の一環として実施された産山中学校生徒による「子ども議会」において、当村を流れている玉来川は、かつて「山鹿川」と呼ばれており、中学校校歌等にも山鹿川の名称が残っており、産山村にもともとあった名前を大切にするために、河川の名称を元に戻してほしいという意見から端を発し、その後、村内有志の方々が子どもたちの思いを実現するため署名活動を行い、その旨の要望書が村と村議会へ提出されました。

その思い、要望をぜひとも実現させようと、産山村、産山村議会が協力・連携し、県知事、県議会並びに関係機関に要望書の提出、協議を重ねるとともに、昨年の12月定例会において、「一級河川「玉来川」を村内の流域に限り旧名称の「山鹿川」に復元することの意見書」を議員全会一致で採択し、国会へ提出しました。

村、村議会とも将来の産山村を担う生徒たちのこの望郷の思いを尊重するとともに、産山村を愛し、産山村を誇りに思う地域づくりを推進し、村民に親しまれている「山鹿川」の名称を未来永劫に残すため、実現に向けて今後も協議に携わっていきます。



ここで豆知識

請願とは？

「要望」や「陳情」という言葉は、新聞、テレビなどでもよく耳にする、聞く言葉です。それに比べ「請願」という言葉は、日常あまり聞きなれない言葉だと思います。

まず「請願」とはなにかについて述べます。日本の現行の憲法、つまり「日本国憲法」でありますが、この憲法には、「何人も、損害の救済、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項等に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためいかなる差別待遇も受けない」と規定しており、請願権を国民の基本的権利の一つとして保証されています。

この「請願権」は、国民の権利ですので、請願をしようとする者は、未成年者、成年被後見人たるを問いません。また、自然人はもちろん法人、外国人にも認められています。

請願の対象となる事項には、日本国憲法で明定されているとおり、

- 国、地方公共団体等の公権力の行使によって受けた損害の救済
 - 法律をはじめ政令、省令、訓令、職務命令、各種規則をはじめ地方公共団体の条例、規則の制定、改廃
- 等のほか、国、地方公共団体の事務に関するすべての事項が含まれています。

地方自治法（注釈①）において、議会に請願の受理権が認められているのは、住民自治の立場か



ここで豆知識

ら、住民の代表機関である議会に、請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によつて住民の願望である請願の趣旨の実現に努めなければならぬいからです。

どのような手順で出せばいいの？

議会に請願書を提出する場合には、請願書に署名又は記名押印し、それに議員の紹介がなければなりません。紹介議員は一人でもかまいません。この紹介とは、請願の内容に賛意を表し、議会への橋渡しをすることの意味です。議会に請願書が提出されたら議会において、請願の原文の写しを全議員に配布し、紹介議員から、請願内容とその理由を聞き、質疑、討論、表決の順で行われます。会議において表決の結果、「採択すべきもの」と認められた場合は議会の意見書を付け、議会はその採択した請願で町村長その他の関係執行機関において措置することが適当と認めるものは、これらの機関に送付することになっていきます。(関係執行機関とは、国会及び県等を指し、当村議会から県及び他市町村、県議会は関係執行機関には入りません。)

採択した請願の効力は？

「請願の採択」とは、議会が請願内容に賛成であるという意思表示ですが、その願意の実現については法律上何らの保証規定がありませんが、採択した以上、議会はその実現について最善の努力をすべき政治的・道義的責任を負うこととなります。

山鹿川名称変更もそうか



したがって、前述した「山鹿川名称変更」もこの請願の方法で議決し、関係機関である国会の衆議院、参議院両議長、国土交通大臣に意見書を提出、そして、国の出先機関、及び県知事並びに県議会には「要望書」を提出し、現在もその実現に向け、機関〔行政〕と議事機関〔議会〕で協力し活動している状況です。

注釈①

地方自治は、日本国憲法でも定められており、地方を自ら治めることを意味し、国から独立して一定の地域とその地域に住んでいる住民を

基礎とする地方(市町村)、つまりその地方公共団体がその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる法律のことです〔簡単に言えば村を運営するための法律のこと〕。

そしてその地方公共団体〔市区町村〕の長、その議会の議員をその地域の住民が直接選挙をして選ぶこと、行政側と議会側の代表を住民が選ぶこと、これを二元代表制と言い、地方公共団体には運営する機関〔行政〕と議事機関〔議会〕が存在することがわかります。

日本の国の政治では議院内閣制が採用されているため、地方自治ならではの制度と言えます。二元代表制は住民の意見が街づくりには反映されやすい特徴があります。





白石 巖
議員

●片俣川の
水質及び改善策
について

《白石 巖 議員》

昨年の時点で片俣川水質検査の報告で大腸菌数値が基準値に対し数倍という報告を受けたが、直近の調査数値を伺う。

《住民課長》

片俣川の水質検査は毎月2ヶ所にて6項目の検査をしており、5項目は基準値前後で、大腸菌数値は月によって異なるが、養豚場と谷片俣地区の中間点で、約70倍と700倍、下流域にては10倍と70倍という結果だ。

《白石 巖 議員》

データは悪い結果である。あぶく状態の流れが数年続いている。以前から指摘しているが改善策はとられているのか。河川の問題は県の対応になるのではないか。今後は県を含めて指導又は改善命令を出していくべきだ。

《市原 正文 村長》

産山村、阿蘇市、養豚業者、協議を重ねているが、今後県にも要望を出し十分検討しながら改善を進めていきたい。

《住民課長》

三者協定があり、引き続き改善の話はしている。現在、県を含めて基準値を設定し三者協定の締結を進めている。

《白石 巖 議員》

毎月々水質検査の

データを元に県と協議の上強固な行動を起こして頂きたい。



●簡易水道
について

《白石 巖 議員》

村内の水道管老朽化の為突発的な破損が予想されるが、水道管の経過年数、耐用年数を伺う。

《経済建設課長》

耐用年数は塩ビ管で約40年となっている、本村で一番古い箇所は、田尻、平川簡易水道が46年経過、山鹿地区が45年経過している。

《白石 巖 議員》

破損の恐れが想定される時期にあると思うが、今後の水道事業が心配される。資金面では簡易水道基金はほぼ無い状態である中でその都度起債で資金調達し改修対応していくのか。

《市原 正文 村長》

資金面については、その都度借入金を検討しながら行っていきます。事業面では計画的に改修工事を行わなければならぬ現状なので、内部で検討しながらやっていきたい。

《白石 巖 議員》

水道は、今後突発的な不具合が想定されるので、長期的な断水等考慮し生活、農畜産関係に影響を及ぼさない対応を取って頂きたい。





西村 直樹
議員

● 消防団
について

《西村 直樹》

年々、消防団員も減っている中、副団長が各地区に1名の4名で、多いという意見も聞いている。今後、団長1名、副団長1名の体制を考えているか尋ねる。

《市原 正文 村長》

消防本部機能の強化を図る観点から、団長を補佐する副団長の役割は大変重要だ。今後、団員や幹部の方と十分協議をしていく。

《西村 直樹》

今後、定数の削減とこののは考えていないか。

《市原 正文 村長》

村としては現状を維持しながらやっていきたい。

《西村 直樹》

現在、OBの数は何名いるのか。

《総務課長》

OB消防団は平成21年から発足しており、現在34名だ。

《西村 直樹》

OBは、災害時、地域の防火水槽の場所や山林の道案内など、必要な団員である。人員確認のためにも、年に一度は通常点検でも出席してはどうか。

《総務課長》

幹部会でも議題があった。機別団員の役割、訓練など、幹部

会等にも相談し協議していきたい。



● 保育園
について

《西村 直樹》

保育園も児童数が減少していく中で役員の仕事、イベント等の負担がかなりきつくなってきたと聞いた。

昔は、イベント等は先生方がしていたが、現状はどうなのか伺う。

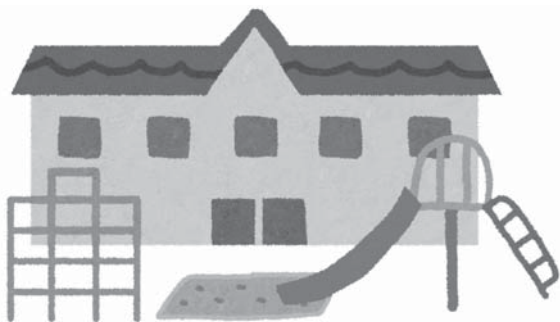
《市原 正文 村長》

園の行事の実施については、保護者会の協力により、これまで円滑に運営をされている。少子化というようなことで保護者の数も減って、その負担が大きいということも実際ある。

《教育長》

現在会長を中心として、8名の保護者で組織されている。役員には仕事のかたわら、平日、日曜日関係なく、大事な時間を割いて協力してもらっている。

次年度は、新たな行事の追加は考えていないが、役員の係を軽減する内容の精査を図っている。今後、役員と協力し運営方法について協議していきたい。





渡辺 裕文
議員

●基本条例
について

《渡辺 裕文 議員》

日本国憲法で、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と規定されており、この法律が地方自治法である。地方自治法は1947年に制定されて何度も改定され、2000年に地方分権一括法が施行され、国から地方公共団体への裁量が大きく増している。自治立法権として、地方公共団体は住民の

権利義務等に関する法律である条例を議会で

議決し制定できる。自治の原則、みんなで知恵を出し合って決める

ということを踏まえ、住民自治に基づいた住

民主主体の自治運営のため

の理念や原則、それを実現していくため、

自分たちで村のルールを作り、村の生き方、

あり方を考えるという自治基本条例を産山村

でも考えてみたらいか

がか。

《市原 正文 村長》

自治基本条例とは、

住民や議会、行政の協働による村づくりを基

本ルールとし、住民参加による自治体運営が

基本理念になっている

と思う。自治体の憲法

といわれており、不要

論や必要論もあるのか

と思うが、十分勉強す

る機会もなかった。

小さくなっていく自治

体が住民の声を聞きながら、

施策を打っていくことは重要だと思

う。導入も含め慎重に

検討する必要があるか

など感じている。今後、

皆さんと協議しながら

進めていきたい。

《渡辺 裕文 議員》

人口が減少する社会

で、行政と一般の住民

と議会も含めてこれか

らの長い産山村のあり

方を一緒に考える良い

方法ではないか。

小さなコミュニティ

も含めて、みんなです

くる産山村という形で

住民の理解を得られる

よう検討を求む。



志賀 英昭
議員

●お知らせ端末の
活用について

《志賀 英昭 議員》

村は、阿蘇市との連携においてお知らせ端末を運用しているが、防災無線とともに村民への情報提供の重要な部分になっている。お知らせ端末の活用についてどう思っているのか。

《市原 正文 村長》

情報提供の必要性に対し、お知らせ端末を十分に活用できていない部分もある。現時点では、行事の開催と

いった必要なものを情報提供として一方的に

一般質問 ※要約しています

村民に流している状況である。以前から指摘もあるが、更に一歩踏み込んだ情報提供ができるかどうか総務課に検討させている。

《志賀英昭 議員》

お知らせ端末の運用は村民を対象とした公的なものであり、運用に対する放送基準なりが、まだ提示された覚えがない。放送基準自体はあるのか。

《総務課長》

現在のところ、運用規定、基準というものは作っていない。慣例に基づいて、原則的に営利目的、誹謗中傷、選挙運動、私的な内容、宗教関連そういったものの放送はしないようにしている。今後、規定を整えて、放送基準を定めていきたい。

《志賀英昭 議員》

NPOの講演会イベントが実施され、放送での告知を望んだが、放送できなかった。先ほどのどれに該当すると判断されたのか。

今後の活用拡大についてだが、健康診断や農産物の出荷などといった、各課での取り組み、活用があるのではないか。

《総務課長》

放送の申請書を各課で受け付け、担当課が認めれば総務課に上がってくる。NPOの放送の件は聞いていない。

導入して10年ほどになるが、操作性、記憶容量といった端末の問題もあり、取り組みが浸透し難く定着しない点もある。

《志賀英昭 議員》

端末の操作においても高齢化で忘れてしまったなど、いろいろなことが起きている。一度説明してあるから十分というのではなく繰り返し告知してもらいたい。

● 花の温泉館 建設について

《志賀英昭 議員》

今回の12月定例会に予算案なり出てくるのを期待していたが、進捗がなかった。今後、花の温泉館の建設をどのように進めていくのか。

《市原 正文 村長》

今回、予算をあげる段にはならなかったが、現在設計も含めて検討しているところだ。課題を解決していない部分もあり、その点を解決しながら、議会と協議を進めていきたい。



教育委員会の任命について

一名の任期満了に伴い、筑紫 米子さんの選任が議会に図られ、全会一致で同意した。

人権擁護委員の候補者の推薦について

任期満了に伴い、井山 光則さんの推薦同意が提出され、全会一致で推薦した。

平成28年度から始まった 産山学園改修工事 完了間近 2月末完了予定



編集後記

本年は統一地方選挙の年で、議員（活動）の任期も残り僅かとなりましたが、現広報委員会での「議会だより」も今号が最後の発行となります。

議会広報を昨年4月に開始し、あっという間に1年が過ぎようとしています。議会の情報誌として、村民の皆様に通じて議会が村民の皆様身近な存在になっているのか？「常に自問自答しながら努力を重ね、村政の生きた情報を伝えるのが広報の義務、議会の責務である」という思いで発行してまいりました。

最後になりましたが、今までお読みくださいました村民の皆様には、心より感謝とお礼の言葉を申し上げます。そして、次号からは、新たな広報委員会体制のもと、今まで以上に村民に親しみやすく、読みやすい紙面づくりを目指した「広報 議会だより」

が引き続き発行されますので、今後とも「議会だより」をよろしくお願ひ申し上げます。委員長最後の編集後記とさせていただきます。本当にありがとうございました。

広報委員長 井 文紀



副委員長 白石 巖

委員 西澤 正

委員 西村 直樹

発行責任者 議長 山本慶剛

編集 広報特別委員会

発行 産山村議会

熊本県阿蘇郡産山村山鹿488-13
TEL 0967-2512635